

広島県告示第三百十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八十八条第一項の規定によって、港湾施設の使用料及び入港料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和四年四月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 委託した使用料及び入港料の徴収事務

1 平成十七年広島県告示第千三百号（広島県港湾施設管理条例の規定により知事が指定管理者に管理させる港湾施設）で定める第一号の表の港湾施設に係る目的外使用料

2 次に掲げる施設に係る通常使用料及び目的外使用料

（広島港）

係留施設の種類	施設の種類	施設名	所在地	備考			
係留施設	施設の種類	施設名	所在地	備考			
					廿日市マイナス七・五メートル岸壁	広島市佐伯区五日市港四丁目一四番	国有施設
					廿日市昭南岸壁	廿日市市木材港南一三四六番地先	国有施設
					廿日市一号ドルフィン	同一三五〇番地先	国有施設
					廿日市二号ドルフィン	廿日市市木材港南一三四四番地先	国有施設
					廿日市三号ドルフィン		
					廿日市四号ドルフィン		
					五日市マイナス七・五メートル岸壁	広島市佐伯区五日市港三丁目二番	国有施設
					五日市マイナス一メートル岸壁		
					五日市マイナス二メートル岸壁	広島市佐伯区五日市町地先	国有施設
					宇品外貿埠頭岸壁第一バース	広島市南区宇品海岸三丁目四番四九	国有施設
					宇品外貿埠頭岸壁第二バース	外に接する国有地地先	
					宇品外貿埠頭岸壁第三バース	広島市南区宇品海岸三丁目一三〇四番一外九外地先	国有施設
					宇品外貿埠頭岸壁第四バース	広島市南区宇品海岸三丁目一三〇四番二〇外地先	国有施設
宇品外貿埠頭岸壁第五バース	広島市南区宇品海岸三丁目一三〇三番二一	国有施設					
臨港交通施設	新八幡川橋	広島市佐伯区海老山南二丁目一七番一地先	国有施設				

（福山港）

係留施設の種類	施設の種類	施設名	所在地	備考
係留施設	施設の種類	施設名	所在地	備考
		箕沖マイナス一〇メートル岸壁第一バース	福山市箕沖町一〇八番六	国有施設

箕沖マイナスー〇メートル岸壁第二バース延伸部	福山市箕沖町一〇八番八地先	国有施設
------------------------	---------------	------

(尾道糸崎港)

施設の種別	施設名	所在地番	備考
係留施設	南松永西三号岸壁	福山市南松永町四丁目八七番	国有施設
	南松永西ドルフィン	福山市南松永町四丁目八七番地先	

3

次に掲げる施設に係る目的外使用料

(広島港)

施設の種別	施設名	所在地番
外郭施設	廿日市市木材港第一防波堤	廿日市市木材港南一三四四番 同一三四五番
	廿日市市木材港第二防波堤	同一三四六番地先海面
	廿日市市木材港第三防波堤	
	廿日市市木材港第四防波堤	廿日市市木材港北一〇八五番地先海面
	廿日市市木材港分離堤一	
	廿日市市木材港分離堤二	廿日市市木材港北一三四四番地先海面
	昭南新開一七号護岸	廿日市市木材港南一三四八番 同一三五一番地先海面
	昭南新開二七号護岸	廿日市市木材港南一三四五番地先海面
	昭南新開三三号護岸	廿日市市木材港南一三四八番地先海面
	昭北新開一七号護岸	廿日市市木材港北一〇八一番九 同一〇八四番 二外
	昭北新開二七号護岸	廿日市市木材港北一〇七一番
	昭北新開一八号護岸	廿日市市木材港北一五番 同一六番地先
	昭北新開一九号護岸	広島市佐伯区五日市港四丁目一四番
	昭北新開二二号護岸	広島市佐伯区五日市港四丁目一三番七
	観音西防波堤	広島市西区観音新町四丁目二八七四番八六地先
	観音東浮防波堤	
	観音南防波堤	
	観音南三三号護岸	広島市西区観音新町四丁目二八七四番八四 同 八六
	観音南四号護岸	
	観音南五号護岸	
	観音南六号護岸	広島市西区観音新町四丁目二八七四番八六
	観音南七号護岸	
	観音マリーナ公園西突堤	広島市西区観音新町四丁目二八七四番八四地先
	観音マリーナ公園東突堤	
	出島西四号護岸	広島市南区出島二丁目一番一二地先
	出島西七号護岸	広島市南区出島二丁目二五番

(福山港)

施設の種別	施設名	所在地番
外郭施設	沖浦二号護岸	福山市引野町沖浦五八四五番 同五八三一番
	沖浦三号護岸	同五八二六番 同五八二五番二
	沖浦四号護岸	

	沖浦五号護岸	
	沖浦六号護岸	
	沖浦七号護岸	
	沖浦八号護岸	
	沖浦九号護岸	
	沖浦一〇号護岸	
	沖浦一一号護岸	
	沖浦一二号護岸	
	一文字一號護岸	福山市一文字町一〇二八番地先 同一〇三一 番地先
	一文字二號護岸	
	一文字三號護岸	
	一文字四號護岸	
	一文字五號護岸	
	新涯一號護岸	福山市新涯町二丁目ヲ四一番九七地先
	新涯二號護岸	
	新涯三號護岸	
	新涯四號護岸	
	箕島一號護岸	福山市箕島町四五六番二四地先
	箕島二號護岸	
	白茅一號護岸	
	白茅二號護岸	福山市鞆町後地字白茅二六番一〇八地先 同二 六番一一二地先
	白茅三號護岸	

(尾道糸崎港)

施設の 種類	施設名	所在地番
外郭施設	南松永一號防波堤	福山市南松永町四丁目七番地先
	南松永二號防波堤	
	南松永西一號取付護岸	福山市南松永町四丁目七二番地先 同七六番地 先
	南松永西二號取付護岸	
	南松永B護岸	福山市南松永町四丁目六二番地先
	南松永C護岸	
	天保山三號護岸	福山市松永町一一〇八番一五地先 同一六地先
	天保山四號護岸	
	天保山五號護岸	
	柳津二號防波堤	福山市柳津町字市場沖二四三七番地先
	柳津東護岸	
		福山市柳津町字市場沖二四三七番

4 広島港、福山港及び尾道糸崎港（福山市の区域に限る。）に係る入港料

二 委託を受けた者

1 名称

株式会社ひろしま港湾管理センター

2 住所

広島市南区宇品海岸一丁目一三番一三号

三 委託した年月日（委託期間）

令和四年四月一日（令和四年四月一日）～令和五年三月三十一日